Ver.2

令和９年度　保育のしおり

保育を安全に実施するため、持病や障害のあるお子さんなどは事前の相談が必要です。
入所までに１年以上の時間を要する場合がありますので、お早目にご相談ください。

令和９年４月入所について、電子申請はこちらから


カッキー


オリーブちゃん


じーくちゃん

12～13 時の間は
待ち時間が長いため
時間に余裕を持って
お越しください

受付日時　月～金曜日（祝日を除く）９時～１２時、１３時～１７時

求職活動は
２次から
受け付けます

入園希望月	申請期間（町外施設を希望する場合は P10 を参照）	結果発送日（電話確認可能日）※3
４月（１次）※1	令和８年 11 月２日（月）～12 月 11 日（金）	令和９年２月１日（月）
４月（２次）※2	令和９年１月５日（火）～２月 19 日（金）	令和９年３月 15 日（月）
５月	令和９年３月１日（月）～３月 19 日（金）	令和９年４月 12 日（月）
６月	令和９年４月１日（木）～４月 20 日（火）	令和９年５月 12 日（水）
７月	令和９年５月６日（木）～５月 20 日（木）	令和９年６月 10 日（木）
８月	令和９年６月１日（火）～６月 18 日（金）	令和９年７月 12 日（月）
９月	令和９年７月１日（木）～７月 20 日（火）	令和９年８月 10 日（火）
１０月	令和９年８月２日（月）～８月 20 日（金）	令和９年９月 10 日（金）
１１月	令和９年９月１日（水）～９月 17 日（金）	令和９年 10 月 12 日（火）
１２月	令和９年 10 月１日（金）～10 月 20 日（水）	令和９年 11 月 10 日（水）
１月	令和９年 11 月１日（月）～11 月 19 日（金）	令和９年 12 月 10 日（金）
２月	令和９年 12 月１日（水）～12 月 17 日（金）	令和１０年１月 11 日（火）
３月	令和９年 12 月１日（水）～12 月 17 日（金）	令和１０年１月 20 日（木）

※1　４月入所は１次受付分を選考後、２次受付分を選考します。

※2　４月入所で保育を必要とする事由が「求職活動」の方がいる場合、２次受付から申込みができます。

※3　４月入所で急遽転入が決まった場合は３月中にご相談ください。

※4　電話で結果を確認したい場合は、結果発送日以降にお問い合わせください。
町外施設を希望している場合は調整に時間がかかるため、結果をお伝えできるのは入所希望月の数日前です。

注意！

□ すべての書類を揃えてご提出ください。（P１５参照）

【お問い合わせ】
長与町役場こども政策課　保育所担当
〒851-2185 長与町嬉里郷 659 番地１
TEL 095-801-5886（直通）
095-883-1111（代表）

よくある質問
はコチラ↓

様式 DL はコチラ↓

毎月 15 日ごろ更新
空き状況はコチラ↓

長与 保育所 様式　検索

長与 保育所 空き　検索

nagayo ながよ

はじめに

保育園・幼稚園・こども園の違い

（A）保育園

- 対象：満３ヵ月～5 歳
- 利用要件：保護者が就労・求職・妊娠出産・介護・疾病などで自宅保育できない場合
- 利用時間：事由により最大 8～11 時間

（B）幼稚園

- 対象：満 3～5 歳
- 利用要件：保育の必要性がなくても利用可（教育目的の施設）
- 利用時間：１日おおむね４時間、長期休暇あり（夏休みなど）

（C）認定こども園

- 幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設
- 「保育」利用と「教育」利用があり、園により利用時間が異なります
- 特徴：3～5 歳の間は「保育」利用から「教育」利用に切替えることができます。

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2" rowspan="2">保育園</th><th colspan="3">認定こども園</th><th rowspan="2">幼稚園</th></tr>
<tr><th colspan="2">保育</th><th>教育</th></tr>
<tr><td>対象</td><td colspan="2">0歳～</td><td colspan="2">0歳～</td><td>満3歳～</td><td>満3歳～</td></tr>
<tr><td>利用時間</td><td colspan="2">標準時間（1日最大11時間）
短時間（1日最大8時間）</td><td colspan="2">標準時間（1日最大11時間）
短時間（1日最大8時間）</td><td>４時間</td><td>４時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用料</td><td>0歳～２歳児</td><td>所得などにより決定＊1</td><td>0歳～２歳児</td><td>所得などにより決定＊1</td><td rowspan="2">無償化＊１</td><td rowspan="2">無償化＊１</td></tr>
<tr><td>3歳～5歳児</td><td>無償化</td><td>3歳～5歳児</td><td>無償化</td></tr>
<tr><td>申込先</td><td colspan="2">長与町役場</td><td colspan="2">長与町役場</td><td>各施設</td><td>各施設</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">保育を必要とする事由が必要</td><td colspan="2">保育を必要とする事由等の事由を満たせば
預かり保育の無償化（1日450円上限）あり</td></tr>
</table>

＊１　詳細は「５.費用について（P5）」をご確認ください。

クラスの決まり方

４月１日の満年齢でクラスが決まります。年度途中で誕生日を迎えても、年度末まで同じクラスに在籍します。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
０歳児	令和８年４月２日～	３歳児	令和５年４月２日～令和６年４月１日
１歳児	令和７年４月２日～令和８年４月１日	４歳児	令和４年４月２日～令和５年４月１日
２歳児	令和６年４月２日～令和７年４月１日	５歳児	令和３年４月２日～令和４年４月１日

重要なお願い

持病や障害、医療的配慮など特別な支援が必要なお子さんは、必ず事前にご相談ください。安全な保育が可能か事前の協議が必要です。安全な保育環境を確保するため、入所までに 1 年以上の期間を要する場合があります。

１．利用の流れ

施設の見学　P１１参照

園庭開放日や園内見学をご利用ください。予約の有無については P１１を参考にしてください。保育方針や設備、雰囲気などは保育施設によってさまざまな特色があります。実際に自分の目で見て、希望の保育施設を選択してください。雨天時や緊急の場合も想定した自宅・職場からの送迎ルートや移動手段、移動にかかる時間もご確認ください。ならし保育や保育料以外にかかる費用なども事前に確認してください。

入所の申込み　P15 参照

必要書類すべてを揃えて申請期間内にお申込みください。勤務先から取得していただく就労証明書の発行には時間がかかることがありますので余裕をもってご準備ください。

教育・保育給付認定の通知　※申請時期により、結果と同時に送付することがあります。

子どもの年齢、保育の必要とする事由などに応じて認定を行い、利用できる時間を決定し、通知します。

利用調整

長与町の基準に基づき、保育の必要性の高い方から施設を決定します。申込みの先着順ではありません。

結果の通知　表紙の結果発送日頃に郵送で送付します。

入所が決まった場合

決定した施設に連絡し、入所の手続きを行ってください。入所日は毎月１日です。申込みと異なる状況で利用する場合や保育を必要とする要件を確認できない場合は、入園していても退所していただきます。

現況届(毎年６月ごろ)

保育を必要とする事由や世帯員の状況を確認します。証明書などをあらためて取得いただき、ご提出いただくことで継続して利用ができます。

保育料の見直し(毎年９月ごろ)

当年度の税額で計算した保育料についてお知らせをします。保育料が無償化になるのは、３歳を迎えた誕生日の翌年４月分からです。

入所できなかった場合

「保育所等利用調整結果通知書（利用保留通知）」が届きます。利用を希望する期間は、その年度中に限り、翌月以降も在園できる期間まで選考を行います。

※翌月以降の選考が不要な場合は、ご連絡ください。

※希望施設の追加はお電話で承ります。入園希望月の申請期間内にご連絡ください。

※申請内容の変更は入園希望月の申請期間内に手続きが必要です。（例:求職活動⇔就労、世帯員の転出入）

※利用保留期間が長いことで優先されることはありません。また、待機になった場合の順位はお問い合わせいただいても回答できません。

Q. 現況届は何のため？

A. 法律で年に１度は保育を必要とする事由を確認することが定められています。長与町では、毎年６月に施設を通じて現況届を提出いただいています。申込みの状況と変わっている場合や、就労の実績などを確認できない場合は、退所になりますので必ず期日までにご提出ください。なお、就労などの実績を確認するため、証明書は６月１日時点のものを取得いただきます。あらかじめご了承ください。

2．保育の利用申込みができる方

利用開始月までに町内に住民票があり、保護者いずれもが「保育を必要とする事由」に該当する方が対象です。
必要書類については P15 をご覧ください。

保育を必要とする事由	事由の内容	在園できる期間	利用できる時間
求職活動	就労する意志があり、1 か月 64 時間（1 日 4 時間×週 4 日）以上の求職活動に専念している場合	1 年度につき 入所月から 3 か月 (町内園のみ利用可)	保育短時間 （最大 8 時間）
就労 （自営業、就労予定を含む）	1 か月 64 時間（1 日 4 時間×週 4 日）以上働いており、1 時間あたり賃金が長崎県最低賃金相当 ※1	就労の期間	
	1 か月 120 時間（1 日 6 時間×週 5 日）以上働いており、1 時間あたり賃金が長崎県最低賃金相当 ※1	就労の期間	保育標準時間 （最大 11 時間） または 保育短時間 （最大 8 時間）
妊娠・出産	母親が出産の前後である場合	出産予定日を含む、産前産後 6 か月	
疾病・障害	保護者の心身に病気や障害がある場合または入院加療が必要である場合	必要がなくなるまで	
介護・看護	同居親族または長期入院している親族の介護・看護が常時必要である場合	必要がなくなるまで	
災害復旧	地震・火災・風水害等の災害復旧にあたっている場合	復旧が終了するまで	
就学	学校や就労を目的とした職業訓練校などに就学している場合	在学期間中	
虐待・ＤＶ	虐待やＤＶのおそれがある場合	必要と認められる期間	

※1　例えば R8.4 月の収入が７万円、就労時間が 64 時間の場合は 1 時間あたりの賃金 1,093 円で長崎県最低賃金 1,087 円（R8.11.2～）を上回るため「就労」として認定できます。

3．利用できる時間

保育標準時間で認定を受けた場合

7:00　開所時間　18:00　19:00

保育標準時間（1 日最大 11 時間）	延長保育

保育短時間で認定を受けた場合

7:00　8:00　開所時間　16:00　19：00

延長保育	保育短時間（1 日最大 8 時間）	延長保育

※　あやめ幼稚園は標準時間が「7:30～18:30」、短時間が「8:30～16:30」です。

※　延長保育を利用する場合、事前申請が必要です。また利用料がかかる場合があります。

※　育児休業中の保育施設の利用は特例として認めていますので、利用できる時間は保育短時間のみです。

４．こんなときは必ず届け出てください

主な変更内容	提出書類
長与町内で転居した	給付認定内容変更届
離婚や婚姻により世帯構成に変化があった	
保育施設の利用をやめる	退所届
長与町外に転出する ※長与町外に転出後も長与町内の保育施設の利用を継続したい場合は、転出先の市区町村で利用の申込みが必要です。	
２か月を超えて欠席する場合	
退職し、求職活動を行う (町外施設を利用している場合は退所になります)	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、 入所申立書、求職活動をしていることを証明できる書類（ハローワークの登録証など）
勤務先や勤務時間が変わった	就労証明書
妊娠や出産により産休に入る	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、 母子手帳の写し（表紙と分娩予定日が確認できる箇所）
就労で入所決定し、すでに保育施設を利用しているお子さんについて、育児休業を取得する場合に、保育施設の利用を継続したいとき	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、 育児休業証明書
育児休業が終了し仕事に復帰する	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、 就労証明書
修正・更正・還付申告により税額が変更になった	こども政策課までご連絡ください
長与町外に居住していた方で、その市町村で課税された市町村民税額に変更があった	該当市町村が発行する住民税課税証明書（控除内容の記載があるもの）
生活保護の開始・廃止が生じた	生活保護の開始・廃止決定通知書
児童や同居者が障害・療育手帳を取得した	障害者（療育）手帳の写し
その他申請内容に変更があったとき	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証 その他変更内容が分かる書類

手続きの締切日

利用中の方：給付認定等の変更を必要とする開始月の前月２０日まで

申込中の方：利用を希望する月の前々月末まで

※ 締切日が土日祝日の場合は直前の平日

たとえば…



短時間認定を受けていて、就労時間が長くなった場合、
20日までに手続きをすれば、翌月から標準時間へ変更できるよ♪
20日を過ぎて手続きすると、翌々月からの変更になって、
翌月の延長保育料は実費になるので、気を付けてね！

5．費用について

０歳児～２歳児クラスについて

月額保育料がかかります。途中でお誕生日を迎えても、その年度中は同じクラスに在籍します。

教材費や行事費が施設によってかかることがあります。

クラス	生年月日	費用
０歳児クラス	令和８年４月２日～	保育料
１歳児クラス	令和７年４月２日～令和８年４月１日	教材費
２歳児クラス	令和６年４月２日～令和７年４月１日	行事費など



８月に３歳の
お誕生日を迎えても
翌年３月までは
保育料がかかるよ

３～５歳児クラスについて

３歳のお誕生日を迎えた翌年４月から無償化により保育料は０円となります。給食費（副食費）は実費負担となります。費用は施設によって異なります。教材費や行事費が施設によってかかることがあります。

クラス	生年月日	費用
３歳児クラス	令和５年４月２日～令和６年４月１日	給食費（副食費）
４歳児クラス	令和４年４月２日～令和５年４月１日	教材費
５歳児クラス	令和３年４月２日～令和４年４月１日	行事費など

保育料が無償化で
０円になっても
かかる費用があるよ



保育料の支払について

利用施設	認可保育園	認定こども園
通知方法	入所が決定した場合は町より保育料決定通知書にてお知らせします。	
支払先	長与町	各施設
支払方法	口座振替	各施設にご確認ください。
支払時期	毎月２８日　（再振替日　翌月１５日） ※　金融機関休業日の場合は翌営業日	
手続き	・金融機関へ口座振替依頼書を提出 ・Web にて口座登録	

口座振替ができなかった場合、納付書を送付しますので期日までに確実に納付ください。

保育料や副食費の滞納が発生した場合、児童手当からの徴収を実施しますので、あらかじめご了承ください。

保育料の負担軽減について

（１）第４階層①以下に該当する世帯の場合、ひとり親家庭等の場合で第４階層②以下に該当する世帯

第１子の年齢・認定の有無などにかかわらず、２人目の保育料は無料（副食費は除く）になります。

（２）子どもが２人いる場合

小学校就学前の範囲において、教育・保育給付認定を受けて認可保育所等の対象となる施設を同時に利用する最年長のお子さんから順に２人目の保育料（認可保育施設）は無料（副食費は除く）となります。

※１人目のお子さんが認可施設、２人目のお子さんが認可外施設を利用している場合、認可外施設の保育料は無料にはなりません。



１人目のお子さんが３歳の誕生日を迎えて、１号認定か新１号認定を受けた場合は、その翌月から２人目のお子さんの認可施設の保育料は無料となるよ。

対象となる施設	対象とならない施設
認可保育施設	幼稚園の年少々クラスなどの認可外保育施設
特別支援学校幼稚部	
障害児通所支援施設	
医療型児童発達支援施設	

（３）扶養している子どもが３人以上いる場合

第 １ 子・２子の年齢、認定の有無、所得などにかかわらず、同一生計の３人目以降のお子さんの保育料（副食費は除く）は無料となります。

保育料の算定方法について

保育料	税額の対象年度	算定基準
令和９年４月～令和９年８月分	令和８年度（令和７年中の収入）	保護者の町民税所得割額
令和９年９月～令和１０年３月分	令和９年度（令和８年中の収入）	※住宅ローンや寄付金の税額控除などは適用外

保護者（父母など）の町民税 所得割額の合算額によって、下記の表のとおり算定します。

調整控除を除く税額控除（ふるさと納税などの寄付金控除や住宅ローン控除）は保育料の算定においては適用となりません。調整控除以外の税額控除がある場合は、町民税所得割額に足し合わせて、下記表をご覧ください。

（例）父：町民税所得割額 5 万円、住借特控 2 万円 / 母：町民税所得割額 3 万円、寄付控除(町)1 万円

この場合、父母の合計は 11 万円ですので、保育料は第 5 階層に記載する額です。

階層区分	定義	標準時間		短時間	
		国基準	長与町	国基準	長与町
		第１子	第１子	第１子	第１子
第 1	生活保護法による被保護世帯	0	**0**	0	**0**
第 2	町民税非課税世帯	0	**0**	0	**0**
	ひとり親家庭等	0	**0**	0	**0**
第 3	町民税所得割額 48,600 円　未満	19,500	**15,800**	19,300	**14,200**
	ひとり親家庭等	9,000	**7,400**	9,000	**6,600**
第 4	①町民税所得割額 57,700 円未満	30,000	**23,800**	29,600	**21,400**
	ひとり親家庭等	9,000	**9,000**	9,000	**9,000**
	②町民税所得割額 77,101 円未満	30,000	**23,800**	29,600	**21,400**
	ひとり親家庭等	9,000	**9,000**	9,000	**9,000**
	③町民税所得割額 97,000 円未満	30,000	**23,800**	29,600	**21,400**
第 5	町民税所得割額 169,000 円未満	44,500	**41,000**	43,900	**36,900**
第 6	町民税所得割額 301,000 円未満	61,000	**54,000**	60,100	**48,600**
第 7	町民税所得割額 397,000 円未満	80,000	**60,000**	78,800	**54,000**
第 8	町民税所得割額 397,000 円以上	104,000	**68,000**	102,400	**61,200**

- 保護者（父母など）の階層区分が第２、第３の場合、世帯分離に関係なく同住所地にお住まいの方のうち、収入が高い方の町民税所得割額を基に算定します。
- 転入した方、未申告の方などで収入や税額の確認ができない場合、資料の提出を求めることがあります。期限までに提出が確認できない場合は、最高額で決定します。変更は翌月以降しかできませんので、必ず期限内にご提出ください。
- 毎年９月に保育料の見直しを行うため、年度の途中で保育料が変更となることがあります。
- 保育料の算定をするために申告は必要です。申告方法の詳細は税務課へお尋ねください。

毎年６月ごろに勤め先や市町村から届く『町民税・県民税税額決定通知書』を見て計算できるよ。詳しい計算方法については、ホームページにも掲載しているので見てみてね。個人情報なのでお電話ではお答えできないけれど、『町民税・県民税税額決定通知書』を持参してもらえれば、こども政策課の窓口で保育料を確認することもできるよ。



保育料について↓

6．利用に関する留意事項　ご家庭でよくお読みください。

1.利用申込みについて

□ 申込み前に、お子さんと一緒に希望施設を見学してください。実際に見て、利用意思のある施設を申込書に記入します。

□ 原則として、**利用決定後の辞退や年度途中の転園はできません。**転勤などのやむを得ない理由により辞退が必要になった場合には、すぐにこども政策課へ連絡してください。

2.申請内容の変更・希望園の追加について

□ 希望園の追加は電話で可能です。入園希望月の申請期間内に連絡してください。

□ 申請内容の変更（例：求職⇔就労）は入園希望月の申請期間内のみ受け付けます。

3.利用調整と結果通知について

□ 先着順ではありません。町の基準に基づき、保育の必要性が高い方から調整します。

□ 希望園の受入人数を超える場合は利用保留（待機）となります。取り下げない限り、当年度末まで毎月の利用調整を継続します（給付認定の有効期間内）。

□ 待機順位は回答できません。利用保留が長いことで優先されることもありません。

4.入所決定後の手続きについて

□ 入所日は毎月 1 日です。決定した園へ連絡し、入所手続きを行ってください。保育施設を利用できる期間は、「利用決定通知書」の利用期間内となります。

□ 復職での申込みの場合、復職後 15 日以内に復職証明を提出する必要があります。復職証明を提出しない場合、復職せずに転職していた場合、育児休業を取得した勤務先を退職している場合は**退所**となります。

□ 申込み時と状況が異なる利用や、保育を必要とする要件が確認できない場合は**退所**となります。

5.保育を必要とする要件の変更について

□ 当初の入所の目的が達成されたことにより新規申請が必要となる場合と、変更申請により継続利用できる場合があります。新規申請が必要となる場合は、再協議になるため保育施設を継続利用できない場合があります。新規申請・変更申請ともに期限までの申請手続きが必要です。

入所決定時	変更後	必要な手続き
就労	妊娠出産・求職活動・就学・疾病障害・介護看護	変更申請
求職活動	妊娠・就学・疾病障害・介護看護	新規申請
	就労	変更申請
妊娠出産	就労・求職活動・就学・疾病障害・介護看護	新規申請
妊娠出産 (就労証明あり)	求職活動・就学・疾病障害・介護看護	新規申請
	就労（一度退職扱いになる場合を除く）、育休	変更申請
就学	妊娠出産・疾病障害・介護看護	新規申請
	求職活動・就労	変更申請
疾病障害	就労・求職活動・妊娠出産・介護看護・就学	新規申請
疾病障害 (就労証明あり)	就労	変更申請
介護看護	就労・求職活動・就学・疾病障害・妊娠出産	新規申請
虐待 DV	就労・妊娠出産・求職活動・就学・疾病障害	新規申請

6.育児休業中の継続利用（特例）について

※ このしおりにおける育児休業は「育児・介護休業法」に基づくもので、就労者と職場で労使協定が結ばれており、職場への復帰を前提として休業することを意味します。元の職場への復帰を予定しているが一度退職をする場合、転職をする場合、自営業の場合の休業は育児休業には該当しません。

□ すでに就労で入所中の上の子は、下の子が 1 歳に達する前の月まで、短時間認定で継続利用できます（就労先に所属したまま産休育休を取得して復職する場合に限る）。下の子が１歳到達後は、下の子が認可保育施設の入所申込みを行い入所保留となった場合のみ、年度末まで利用を継続できます。

□ 両親が同時に産後・育児休暇を取得する場合は、出産日から 8 週目を経過する日の月末まで、継続して利用ができます。当該期間を超える場合は**退所**となります。また就労証明書（育児休業期間の記載必須）と復職から 15 日以内に復職証明書の提出が必要です。

（例）母：出産後 1 年間産後休業、育児休業　/　父：出産後 8 週間育児休業

・出産後８週目を迎える日が４月２０日の場合、父は５月１日までに復職

7.転出する場合の手続きについて

□ 町外に転出した後も同じ施設への通園を希望する場合、転出年度末までは継続して通園することができます。あらかじめ転出先の市区町村で申請が必要ですので、転出先の市町村にてお手続きください。

8.転園について

□ 年度初め（４月入所１次受付および２次受付）に限り、申込みすることが可能です。

※ 転園が決定した場合は元の施設に戻ることはできません。また育児休業中の転園はできません。

□ 年度途中の転園はできません。

9.長期欠席や退園について

□ ２か月を超えて欠席する場合は退所となり、退所届の提出が必要です。２か月を超えない場合の欠席でも、在籍している期間は保育料がかかります。※里帰り出産なども含む（休園はできません。）

□ 転出などで退所する場合は、退所予定月の前月２０日までに、退所届をこども政策課まで提出してください。保育所等にも必ず退所する日を連絡してください。

□ 施設を利用する上で、登園管理の徹底を行っております。欠席・遅刻される場合などは、利用する施設へ必ずご連絡ください。

7．一時的な預かり事業について

〇一時預かり事業（対象年齢：満１歳～、離乳食を卒業していて歩行が１人でできる子）

保育・教育施設に在籍していない児童で、一時的に保育が必要なお子さんが利用できます。

長与町内に住民票がない方は、町内で里帰り出産をする場合のみ利用できます。事前に利用登録や面談が必要です。

利用登録できる施設は１か所です。利用を希望する場合は、各施設へ直接お申込みください。

【実施施設】高田保育所（☎856-2333）

堂崎の里ひかり保育園（☎883-8855）

おおとり保育園（☎883-7747）

上長与こども園（☎883-4035）

【１日の利用料】満１歳～2 歳児：2,200 円（別途食費３００円）、３歳児以上：1,200 円（別途食費３００円）

※上長与こども園ご利用の場合は、園にお尋ねください。

※高田保育所に限り、生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯であってひとり親家庭または在宅障害児（者）がいる世帯は、利用料が無料となります。（食費は別途３００円）

【ひと月の利用上限】12 日間まで

〇病児保育

乳幼児のお子さんが病気の回復期または病気のため集団保育が困難であり、家庭で保育できない場合（就労・疾病・出産など）にお子さんを一時的にお預かりします。

【対象】保育園・小学校などに通っていて長与町に住所がある、

生後３か月から小学校３年生（ひなみっこは就学前）までの子ども

【利用料】2,000 円（給食費は別途 500 円）

※市町村民税所得割課税額が 48,600 円未満の世帯は 1,000 円（給食費は別途５

【利用方法】必要書類をご希望の前日までに実施施設へ提出し、予約をしてください。

必要書類は、実施施設・長与町こども政策課窓口・長与町のホームページで取得

【実施施設】Hinamicco（ひなみこどもクリニック２階）☎801-3063

病児保育について↓

〇ファミリーサポートセンター

お子さんのお世話を一時的に有料でおこなう住民参加型のたすけあい活動です。事前に利用登録が必要です。

【対　象】小学校６年生以下のお子さんまで

※生後２か月未満は利用会員同伴かつ利用会員宅のみ

【利用料】

通　　常（7：00～19:00）	１時間当たり　７００円
上記以外（早朝・夜間）	１時間当たり　８００円
土・日・祝日　年末年始（12/29～1/3）	１時間当たり　９００円

ファミリーサポートセンターについて↓

【利用料補助】①イオンタウン長与・株式会社てわざ×長与町「cocosuki ながよ」

月先着 20 人、イオンタウン長与またはやわら整骨院に無料券をもらいに行くと、

１世帯年間５回まで託児利用料が２時間無料で利用できます！

②ひとり親・多子世帯・３歳未満の多胎児・保護者疾病に対する補助

年度につき最大 24 時間まで託児料が無料になる補助があります。（予算がなくなり次第終了）

【お問い合わせ】長与町ファミリーサポートセンター（長与町役場こども政策課内）

土日祝日を除く９：30～16：00　☎080－7801－7592

8．町外保育施設の申込みについて

1.町外施設を申込みできる方

下記の要件をすべて満たす方が対象です。

①保育を必要とする要件が「求職活動」以外の方

②保護者いずれかの就労先などが相手先自治体にある方

※途中で「求職活動」へ変更となった場合は退所となります。あらかじめご承知おきください。

2.申込み時の注意

町外施設に入所できた場合でも、年度ごとに自治体間で入所継続の協議が必要となります。毎年度、必要書類の提出が必要となり、協議の結果、翌年度は継続利用できない可能性もあります。また、保育を必要とする要件が「求職活動」となった場合は、退所となります。その他にも、父母同時に産後休業・育児休業を取得する場合の上の子の継続利用など、長与町では認めている運用が、他市町では認められないことがあります。長与町内の施設利用とは運用が異なる点が複数あることを、あらかじめご理解・ご了承のうえお申込みください。

3.手続きについて

原則、長与町に必要書類を提出しますが、相手先自治体によって取扱いが異なる場合があります

施設所在地	申込先	申込期限・必要書類
長崎市、時津町、諫早市、大村市	長与町	長与町と同様　※追加で書類を求める場合あり
上記以外	長与町民であることを伝えた上で、申込みできる条件と必要書類・申込期限・申込先について相手先自治体へご確認ください。	

4.利用調整と結果について

施設入所の利用調整は希望施設のある市区町村で行います。相手先自治体に在住する方が優先となりますので、申込みや施設の状況によっては入所できないこともあります。また、相手先自治体との調整に時間を要するため、結果をお伝えできるのは入所希望月の数日前になります。

5 入所後の保育を必要とする要件の変更について

入所期間は当該年度末または利用の有効期間までとなります。就労から妊娠出産へ変更する場合など、町内施設の利用と異なり原則として前々月中の手続きが必要です。保育を必要とする要件が変更となる場合は、お早目に手続きの期限をご確認ください。

6.翌年度の継続利用について

年度ごとに自治体間で入所継続の協議が必要となります。翌年度の継続利用を希望する場合は、毎年１１月上旬ごろから翌年度の申請様式を配布しておりますので、窓口またはホームページから取得してご申請ください。相手先自治体に在住する方が優先となりますので、利用調整の結果、継続して利用できない場合もあります。



9．長与町の保育施設について

○認可保育施設

	施設名・定員	所在地及び連絡先	開始月	園庭開放日	見学	延長保育の時間及び料金
公立	高田保育所 （90 名）	高田郷 2047 番地 3 ☎856-2333	満 3 月	水曜日 10:00～11:30	水曜日 10:30～ （要予約）	7 時～8 時，16 時～19 時 短時間のみ 200 円／1h
私立	長与保育園 （150 名）	嬉里郷 675 番地 ☎883-2538	満 5 月	第 1、3 土曜日 10:00～11:00 （要予約）	随時 （要予約）	
	めぐみ保育園 （160 名）	吉無田郷 2030 番地 10 ☎883-3466	満 5 月	第 2、4 土曜日 10:00～11:00 （要予約）	随時 （前日までに 要予約）	
	のぞみ保育園 （70 名）	三根郷 53 番地 100 ☎883-1040	満 5 月	土曜日 10:00～11:00 （要予約）	随時 （要予約）	
	わかば保育園 （160 名）	嬉里郷 1142 番地 1 ☎883-4906	満 5 月	土曜日 10:00～11:00 （要予約）	随時 （前日までに 要予約）	
	道の尾保育園 （120 名）	高田郷 83 番地 5 ☎856-0970	満 5 月	第 2、4 土曜日 10:00～11:00	随時 （要予約）	
	あじさい 保育園 （90 名）	吉無田郷 1221 番地 155 ☎883-8853	満 3 月	第 1、3 土曜日 10:00～11:00 （要予約）	随時 （要予約）	16 時～19 時 短時間のみ 200 円／1h
	堂崎の里 ひかり保育園 （53 名）	岡郷 3049 番地 39 ☎883-8855	満 3 月	水曜日 10:00～11:30	随時 （前日までに 要予約）	短時間 16～18 時 200 円／1h 標準時間 18～19 時 200 円／1h
	おおとり 保育園 （80 名）	北陽台 1 丁目 3 番地 1 ☎883-7747	満 5 月	園へお尋ね ください	随時 （要予約）	短時間 7～8 時,16～19 時 300 円／1h 標準時間　18～19 時 200 円／1h
	上長与 こども園 （90 名）	吉無田郷 1489 番地 94 ☎883-4035	満 6 月	月～金曜日 10:00～16:30	随時 （3 日前までに要予約）	短時間 7～8 時,16～19 時 標準時間 18～19 時 供に 450 円／1 日
	認定こども園 あやめ幼稚園 （60 名）	嬉里郷 855 番地 ☎883-2647	満 6 月	火・木・金曜日 10:30～11:30	随時 （前日までに 要予約）	短時間 7 時半～8 時半 3 号 1,000 円／回　2 号 200 円／回 16 時半～18 時半 3 号 500 円／30 分 2 号 100 円／30 分

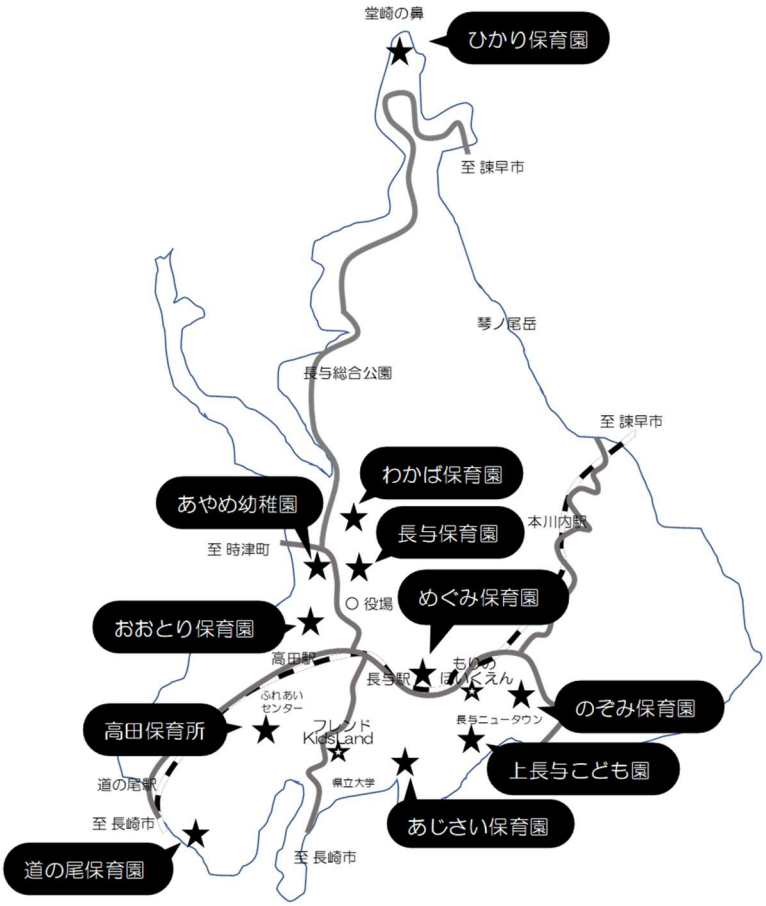
Q. 園に行ってみたいです！どうしたらいいですか？

A. 園庭開放日（園庭で遊ぶことができます♪）に参加してみるか、園の見学（園内を先生に案内していただけます♪）をしてみてください。

○認可外保育施設

県の認可を受けていない保育を行う施設です。各施設へ直接お申込みください。

施設名など	所在地	電話番号	対象年齢
フレンド Kids Land	高田郷 940 番地	883-6550	6 か月以上～幼稚園就園前（フレンド幼稚園入園が前提）
もりのほいくえん (企業主導型保育所)	吉無田郷 1578 番地	887-3600	5 か月以上児～2 歳 （要望に応じて小学校就学前まで可）
ぽけっと (一時預かり)	―	(090) 8910-8113	1 カ月～未就学児
キッズライン 徳永 (ベビーシッター)	本川内郷 162 番地 16	(070) 5302-2008	キッズラインのホームページ（https://kidsline.me/） またはお電話でお尋ねください。
ベビーシッターsaki (ベビーシッター)	三根郷 54 番地 169	―	公式 LINE（https://lin.ee/Tu4o81K）にて、ご確認ください。



Q. 公立と私立で違いはありますか？

A. 運営主体が異なります。保育料の差はありません。
施設を選ぶ際には、公立・私立の違いよりも、各園の保育方針などを参考になさってください。

Q. 認可と認可外の違いは何ですか？

A. 認可保育施設は国基準を満たしており、保育料は長与町が定めています。国基準は満たしていませんが厚生労働省指針に基づく保育環境が整備されていて、保育料は施設で定めているのが認可外保育施設です。

Q. 町外の保育園を利用できますか？

A. 町外施設の利用は、保育を必要とする要件が「求職活動」以外であること、また保護者いずれかの就労先がその市町村にあることなどの条件を満たす場合に申込みができます。申請先は長与町です。年度ごとに必要書類を提出して協議する必要があるため、入所できても翌年度は継続できない可能性があります。
また保育を必要とする要件が「求職活動」になった場合は、退所することになります。（P10 参照）

様式第1号（第4条関係）

申請書記入例

○申請前に必ず、希望する施設をお子さんと一緒に見学してください。

○同時に２人以上の児童の申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに１枚ご記入ください。

○記入を誤った場合は、二重線を引き、横に正しく記入してください。
訂正印は不要です。
例： 嬉里郷 ~~吉無田郷~~

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

1/1住所 長崎市○○町○○番○○号　　年　月　日

長与町

転入された方は1/1時点住所をご記入ください。

保護者氏名　長与　父

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を

提出に来る保護者名を記入してください。

※ 表、裏の両面を記入してください。

① 利用を希望する児童について

（ふりがな） 氏名	保護者との続柄	生年月日	性別	障害者手帳
ながよ　こいち 長与　子１ 個人番号：○○○○○○○○○○○○	子	○年　○月　○日生	(男)・女	有・(無) 特別児童扶養手当 有・(無)

保護者現住所	長与町　○○○　郷　丁目　○○○				
保護者連絡先	電話番号	携帯	○○○－○○○○－○○○○　父 ○○○－○○○○－○○○○　母	自宅	（　○○○　） ○○○　－○○○○
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。				
保育の希望の有無（※）	(有)　：保護者の労働[illegible]保育の利用を希望する場合 無　：幼稚園等[illegible]く。）				

初めて申請する場合は、空欄で構いません。
また、番号が分からない場合も、空欄で構いません。

※ ・「保育所等」とは、保育所（園）、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ。）
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
・「有」を○で囲んだ場合は①～⑤に、「無」を○で囲んだ場合は①～④に必要事項を記入してください。

②世帯の状況（①の児童を除く。）

区分	（ふりがな） 氏名	児童との続柄	生年月日	勤務先名または学校名等	障害者手帳
児童の世帯員	長与　父 個人番号:○○○○○○○○○○○	父	年　月　日生	長与会社１ 電話番号（　　）	有・(無)
	長与　母 個人番号:○○○○○○○○○○○			長与会社２ 電話番号（　　）	有・(無)
	長与　子２			長与小学校	有・(無)
	長与　祖母		年　月　日生	無職	(有)・無
	長与　叔父		年　月　日生	長与会社３	有・(無)
	長与　子３		年　月　日生	○○大学 住所：○○県○○市○○町○○番地○	有・(無)
					有・無

利用を希望する児童、父、母のマイナンバーを記入した状態でご申請ください。
マイナンバーが分からない場合は、役場にて追加で書類をご記入いただきます。

父、母、子については、**同居、別居にかかわらず、全員記載してください。**
別居の場合は余白に現住所を記載してください。
同じ住所に住まれている方については、世帯を分けられている場合も全員記載してください。

（裏面）

③家庭の状況

祖父母の状況 （別居の場合）	父方	祖父	住所 特記事項：死別	母方	祖父	住所 特記事項：○○県○○市○○
		祖母	住所 特記事項：同居		祖母	住所 特記事項：同上
家庭の状況	☐ひとり親家庭　・　☑左記以外					
生活保護の適用の有無	☑適用無し					

利用開始日は毎月1日です。
4月から利用したい場合は、4月1日とご記入ください。

④利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	○年　○月　1日から	①	小学校就学前3月末まで
		②	年　月　日まで

	施設名	町外の場合の市町村名	希望理由
利用を希望する施設等	第１希望　○○○保育園		自宅から近いため等 利用を希望する理由を記載
	第２希望　○○○保育園		〃
	第３希望　○○○保育園		
きょうだい同時申込みの場合	☑全員同じ施設に入所できるまで待機 ☐空きがあれば１人だけでも入所する。　☐きょうだい別施設でも希望順位を優先する。		

十分に検討のうえ、利用する意志のある施設を記入してください。必ずしも第３希望まで記入する必要はありません。
※「保育の必要性」が認められる場合でも、施設の受入可能人数を超過している場合は、入所することができません。
（希望する施設いずれにも入所できない場合があります。）

第４希望　○○○保育園　　第5希望　○○○保育園

第４希望以降がある場合は、適時、余白に記入してください。

⑤保育の利用を必要とする理由等

	続柄	必要	
保育の利用を必要とする理由等	父	☑就労 ☐疾病･障害 ☐介護等 ☐災害復旧 ☐求職活動 ☐就学 ☐その他（　　）	
	母	☑就労 ☐妊娠･出産 ☐疾病･障害 ☐介護等 ☐災害復旧 ☐求職活動 ☐就学 ☐その他（　　）	
希望する利用時間	☑保育標準時間　・　☐保育短時間		

⑥税情報

保護者の状況によって決定するので、必ずしも希望どおり認定されるとは限りません。

求職活動での申込みは短時間になります。

町が施[illegible]保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

----------　↑記入はここまで　----------

＊市町村記載欄

認定の可否	認定日	支給認定証番号	認定区分等
☐可　・　☐否	年　月　日認定		☐１号　☐２号　☐３号 （☐標　☐短）

本人確認
○次のうち１つ ☐運転免許証　☐運転経歴証明証　☐マイナンバーカード　☐各種手帳（☐身体　☐精神　☐療育） ☐パスポート　☐在留カード　☐その他顔写真付公的身分証明書（　　） ○次のうち２つ ☐健康保険証　☐年金手帳　☐社員証・学生証　☐公共料金の領収証（６か月以内のもの） ☐その他（　　）
備考

○育児休業からの復帰でお申込みをされる方へ

育児休業給付金の手続に必要な「申込書の写し」は窓口でコピーできません。各自でご用意ください。
また、育児休業給付金の支給期間延長の要件については、ご自身の職場先へお問い合わせください。

１０．必要書類について

全員	□	提出者のマイナンバーカードまたはマイナンバーが記載されているもの※1と本人確認書類※2	
	□	給付認定申請書（子１人につき１枚）	
	□	同意書（各保護者の同意が必要です。）	
	□	健康状況調査票	
	□	保育を必要とすることを証する書類（保護者１人につき１枚必要）	
		□ 求職活動	入所申立書、ハローワーク登録証の写し
		□ 就労	就労証明書（勤務先で証明してもらうこと）
		□ 就労（自営）	就労証明書（自営業主が証明すること）
		□ 就労（自営）	直近 3 月分の収入・就労時間を証するもの※3、開業する場合は開業届
		□ 妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と出産予定日の箇所）
		□ 保護者の疾病・障害	診断書または障害者（療育）手帳の写し
		□ 介護・看護	介護・看護申立書、スケジュール申告書
		□ 災害復旧	り災証明書
		□ 就学	入所申立書、在学証明書（在学期間が確認できるもの）
		□ 虐待・DV	公的機関の証明書
該当者のみ	□	同住所地に 18~65 歳未満がいる	それぞれの保育を必要とすることを証する書類
	□	保育料がかかる方	入所前月中に Web または直接金融機関へご依頼ください。
	□	ひとり親の方	児童扶養手当証書または戸籍謄本
	□	世帯内に障害のある方がいる	障害者手帳（障害の内容と等級によっては診断書）
	□	同一生計の別居している子がいる	扶養事実申立書、別居している子の健康保険証の写し
	□	その他	必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

※１　通知カードまたは住民票の写し
※２　顔写真付身分証明書 1 点（運転免許証、パスポートなど）
　　または身分証明書 2 点（健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、官公署発行の書類など）
※３　給与明細書、帳簿など収入（総支給額）と就労時間が確認できるもの。提出した収入について翌年度の申告を確認できない場合は退所となります。あらかじめご承知おきください。

口座振替 WEB 申込み
はコチラから↓

【自営業または事業専従者の方】

□ 自営業を開始したばかりの方や個人事業主に雇われている方で、長崎県の最低賃金価格基準（R8.11.2～1 時間 1,087 円）を満たしているか確認ができない場合、入所月を含め３か月以内に収入実績の分かる書類の提出を求めることがあります。

【求職活動で申し込む方】

□ 入所月から３か月以内に就労を開始して、認定期間終了月の 20 日までに就労証明書を提出することで、施設を継続して利用することができます。

ミックンの絵本も
ぜひ読んでね♪

ホームページ

ＬＩＮＥ

長与町の子育て情報をたくさん掲載しています！
左のＱＲコードから、ぜひご覧ください！



いいな・まこせんせい